

コンビニ交付・自治体基盤クラウドシステム機密保持誓約書

_____（以下「甲」という。）は、地方公共団体情報システム機構（以下「乙」という。）に対し、コンビニ交付及び自治体基盤クラウドシステムに関わる資料の開示を申請します。この際に開示された当該資料の機密保持について、次のことを誓約します。

- 1 甲は、コンビニ交付及び自治体基盤クラウドシステムに関して、乙から提供される資料を取り扱う（以下「本目的」という。）に当たり、乙から開示された機密情報を機密として保持します。
- 2 本誓約における機密情報とは、乙が本目的のために必要があると認めて、機密表示をし、開示する全ての情報及び甲が本目的の作業上知り得た乙の非公開情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報
 - (2) 甲が事前に乙の承諾を得て公開した情報
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報
 - (4) 開示の時点で既に甲が保有している情報
 - (5) 開示及び本作業上知り得た全ての機密情報によらないで、甲が独自に創作した情報
- 3 第2項の機密情報には、機密情報を含む可能性のある全ての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとします。
 - (1) 乙が提供した一切の資料
 - (2) 前号の複製・要約・その他二次的資料
 - (3) 電子メール、FAX 及び郵便物などの資料
 - (4) 明確に「機密」である旨を表明した上で口頭により甲へ開示された情報のうち、当該開示後14日以内にその内容が書面により甲へ通知されたもの
- 4 甲は、乙から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持します。
- 5 甲は、本目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、乙から開示された機密情報を開示又は漏えいしません。
- 6 甲は、乙から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしません。
ただし、甲は、本目的のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に乙に第三者開示承諾願を提出し、承諾を得た上で第三者に開示します。
- 7 甲は、第6項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとします。また、第三者がこれに違反した場合には、甲が本誓約書に違反したものとして、その責任を負うものとします。

- 8 甲は、乙から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に乙の承諾を受けるものとします。
- 9 甲は、本誓約を遂行する上で、全ての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置を採るものとします。
- 10 第9項の場合、第三者から乙に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決します。ただし、当該請求のあった著作権、特許権及びその他の権利侵害が乙の責に帰する事由によるものである場合は、この限りではありません。
- 11 甲は、乙から請求された場合又は本目的が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに乙に返却し、又は乙の指示に従い、破棄するものとします。
- 12 甲は、本目的のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第6項で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとします。
- 13 甲又は第6項で定める第三者が、前各項のいずれかに違反した場合又は乙の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、乙に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとします。
- 14 本誓約に関し訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 15 本誓約の有効期間は、無期限とします。
- 16 本誓約に定めのない事項、その他本誓約について疑義が生じた場合、甲、乙協議の上、解決するものとします。

令和 年 月 日

(住所)

(会社名・団体名)

(代表者名)

印

地方公共団体の首長名又は事業者
の代表者名を記入のうえ押印